

公立大学管理法案要綱

二の法律は、公立大学の自治を尊重し、公立大学の行政に民意を反映せしめて、公立大学の適正な管理を図ることを目的とし、公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営等について規定すること。

又都府に公立大学審議会を置き、公立大学を設置する地方公共団体の長がその長のうちから推薦した者、公立大学長の互選した者、日本学術会議がその会員のうちから推薦した者、学識経験者について文部大臣が任命する二十人の委員で組織すること。

又都府大臣は、公立大学一般に関し、公立大学関係法令の立案を、他公立大学一般に關する重要事項について文部大臣と協同しての基本方針を決定する場合においては、公立大学審議会の意見を聞きながら行ふこと。公立大学審議会は、公立大学に關する重要事項について文部大臣の諮問に答へ又はこれに對して建議することができること。

その他公立大学審議会の委員の任期、会議の招集その他議事及び運営等について規定すること。

三 大学を設置する地方公共団体に、條例で定めるところにより公立大学参議会を置くこと。公立大学参議会は、当該大学の学長、評議会の定めるところにより選定された当該大学の教授、学識経験者で当該地方公共団体の議会の同意を得た者について当該地方公共団体の長が任命する二十人以内の委員で組織し、委員の定数については、当該地方公共団体の條例で定めること。

四 公立大学参議会を置く当該地方公共団体の長は、その設置に係る大学に關し、條例及び規則の立案、公立大学のための予算案の編成等特定の重要事項について基本方針を決定する場合においては、あらかじめ公立大学参議会の意見を聞きながら行ふこと。

五 数個の学部を置く公立大学に評議會を置き、学長、学部長、各学部の教授二人、附置研究所の長をもつて組織すること。評議會の組織には、当該大学の事情により図書館長、附属病院院長その他その大学の重要な職にある者を加えることができること。評議會は、各学部の連絡調整その他その大学の重要事項を審議決定すること。その他評議員の任期、評議會の招集その他議事及び運営について規定すること。

六 公立大学の各学部及び短期大学に教授会を置き、学部長とこの学部の教授の全員をもちて組織すること。教授会の組織には、助教教授又は常勤講師を加えることができること。教授会は、学科講座等の設置廃止及び学科科目の種類及び編成に關する事項その他当該学部の重要事項を審議決定すること。その他教授会の権限の一部を行う代議員会及び附置研究所の教授会の組織、権限等について規定すること。

七 学長、学部長その他の部局長の任期及び職務等について規定すること。

八 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。但し、附屬法に關する規定は、公布の日から六日を経過した日から施行すること。



天野

344